

平成25年度 総務消防委員会行政視察報告書

1. 視察日程

平成25年10月23日(水)～25日(金)

2. 視察先及び目的

- (1) 愛知県北名古屋市
企業立地の推進について
- (2) 愛知県高浜市
公共施設のマネジメントについて
- (3) 岐阜県多治見市
財政健全化及び債権管理について

3. 視察参加者

委員長	齊藤	義明
副委員長	茨	智仁
委員	楠井	常夫
委員	植條	敬介
委員	大藤	匡文
委員	大前	寛乗
委員	松成	国宏
同行	樋本	保男 (総務部長)
随行	小川	直也 (議会事務局)

【1日目】 10月23日（水曜日）

愛知県 北名古屋市

【市の概要】

人口 83,163人（H25.10.1） 面積 18.37km²

概要 愛知県の北西部にあり、南は名古屋市、東は豊山町、西は清須市、北は小牧市、岩倉市及び一宮市に接しています。東西約6km、南北約4km、面積は18.37km²と比較的小規模であり、ほぼ全域が名古屋市の都心部から10km圏内に位置している。

中央部を南北に名鉄犬山線が運行しており、名古屋方面、犬山方面と結ばれていることに加え、名古屋市営地下鉄と相互乗り入れしているため、名古屋都心へのアクセスが極めて容易である。

また、西部に国道22号線が走り、近隣に複数の主要道路や高速道路があり、県営名古屋空港へも近く、広域的にみても交通利便性の高い地域となっている。

「企業立地の推進について」

【内容】

北名古屋市は交通の利便性から、市内には食料や繊維などの各種工業、電子部品など様々な分野の企業が進出。平成21年4月、地域産業のさらなる発展のため、企業対策課を新たに設置。

従来より、先端産業（バイオテクノロジー、ITなど）の誘致を促進していたところであるが、円高傾向の定着や企業の海外進出の増加に伴い、国内の企業立地は厳しさを増す中で、企業誘致及び企業流出防止の2つの観点から、市が実施する企業立地戦略の体系化を図り市内一体となった取り組み方針を定めた「企業立地戦略ビジョン」を策定。先端産業に限定していた奨励金の交付要件を緩和し、規模の大小や業種にかかわらず様々な企業への支援を行っている。

ビジョンの中では、強みとして宇宙航空研究所開発機構（JAXA）の飛行実験拠点が近隣にある事が挙げられており、今後次世代航空に関連する産業の進出が期待されているところである。

現在は、ビジョンに基づき市総合計画に掲げた「自立した経営を行う都市づくり」に向け、財政基盤の強化や雇用の創出の実現を目指している。



【主な質疑応答】

Q：企業立地促進条例の工場新增設奨励金について、大企業5億円、中小企業1億円、小規模企業5,000万円と投下固定資産総額の条件を段階的に設けているが、結果として小規模企業者の認定がない。条例制定に際して新たに小規模企業者を加えることとなった経緯をお聞かせいただきたい。

A：北名古屋市にある2,000社以上の事業・法人のほとんどが小規模企業であるため、これを重要視し追加した。しかしながら、小規模企業者からの申請すらない現状を鑑み、設定した条件が適正であるか今後検証する必要がある。

Q：北名古屋市、愛知県ともにさまざまな奨励制度があるが、どのように制度の適用をしているのか。たとえば企業からの「〇〇の制度を利用したい」といった要望によるのか。

A：絵に描いた餅では意味が無いため、企業ニーズの汲みあげを重視し、合致するものをこちらから提案している。

Q：名古屋市という大都市圏に対し、近隣市町が複数ある中で、企業誘致に関して北名古屋市の優位性は何か。また特別なPRはしているのか。

A：やはり、最大の優位性は交通の利便性である。交通網の発達した現在では、他県の市町であっても競合相手になり得るが、大規模災害発生時のBCP（※）の観点からしても同一県内であるメリットは大きい。確かに地価は近隣と比較して高価であるが、それを差し引いても企業にとって十分メリットがあると考えられる。

（※）BCP（事業継続計画）：企業が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

（中小企業庁HPより）

Q：このような施策については、市としてのメリットが優先され、必ずしも企業のニーズに即していない場合が考えられる。事例として複数企業と合同で会談を設けた場合、個々の企業の本音が聞き出せない場合もある。北名古屋市の場合はどうか。

A：本市は戸別訪問を基本とし、本音で話すことで企業のニーズを汲み上げられるよう努めている。また、ただニーズに即した奨励制度を提案するのではなく、その後のフォローや地元とのつながりを強化することを重視している。

Q：ビジョンの中では雇用の拡大や市内居住従業員の拡大による人口増加もうたわれている。学生のUIJターンなどについてはどう考えているのか。

A：本市は現状で人口増加傾向であり、UIJターンの促進については、まだ手掛けていない。

【視察を終えての感想】

平成24年度における条例の実績は、認定企業9社（大企業1社・中小企業8社）、企業の投資総額約62億、奨励金額約6億2,400万円（県・市）、雇用の維持・創出効果約1,000人。

担当者の説明の中に企業訪問で気づいたこととして、良い企業は人を見れば、物を見ればわかる。売上が多い企業が優良企業とは限らないとのこと。

また、期待できない企業のチェックポイントもしっかり捉えられており、担当者の大きな自信に溢れた姿が伝わった。

奨励金が高額と感じられるが、シミュレーションの結果、固定資産税により5から8年で相殺できる。それ以降は雇用の創出と相まって北名古屋市の財源としてプラスになっていく見込みである。

一方では、経済の背景等で企業が無くなるのが、損失が最も大きい事も忘れてはならない。北名古屋市の今後の成果を期待したい。



【2日目】 10月24日（木曜日）

愛知県 高浜市

【市の概要】

人口 46,165人（H25.10.1現在） 面積 13.02km²

概要 高浜市は、日本のほぼ中央にある愛知県三河平野の南西部に位置し、名古屋市からも25kmと比較的近い位置にある。

三州瓦のまち、モノづくりのまちとして発展しており、現在は、第6次高浜市総合計画に掲げる、高浜市が目指す姿のキャッチフレーズ「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」の実現に向けて、まちづくりを進めている。

「公共施設のマネジメントについて」

【内容】

1. 経営戦略グループについて

平成18年度に組織再編による組織構造改革2005を更にグレードアップするため、また高浜市の明日の力を築いていくためのローカルマニフェストを着実にスピーディに実行するための組織構造改革2009により、平成22年に設置。

組織を再編する中で、危機管理体制の強化、産業部門の強化の二大柱に取り組むということで市長直轄でスタートした。

グループの役割は、財政状況が厳しい中での構造改革の三本柱の一つである財政力の強化として産業の強化をすると共に、地域に根ざした産業基盤を確立する、また企業誘致と雇用機会の増加混コミュニティビジネスの創出といった役割を担う。

2. 高浜市総合サービス株式会社の設置

高浜市は第一次行政改革大綱で公共施設の管理運営の合理化を掲げ、平成7年には高騰する公務員人件費枠の抑制を目的に、職員に代わって行政事務をする高浜市総合サービス株式会社を市全額出資で発足。公共施設の管理や市窓口業務等の受託による市の経費削減を担っている。

また、行政と市民との隙間に入った事業の展開という経営方針のもと、自立支援に該当しない障がい者を雇用して生活の基盤を支援したり、NPOの活動拠点を提供する際には管理者であった職員を含めて提供するなど非公的援助の充実をはかっている。

3. 公共施設のあり方検討

まず、公共施設といっても様々なものがあるが、その中でも道路や上下水道等の社会的インフラを除く建物類についての検討を開始。

平成22年度より、高浜市公共施設あり方検討事業を立ち上げ、公共施設の在り方の検討の必要性について認識を共有するため、職員研修会を実施。

翌23年度職員によるプロジェクトチームを設置し、施設の利用率やコスト等について調査・検討を実施し、公共施設マネジメント白書を作成。

24年度は、白書から明らかになってきた課題を踏まえ、今後40年間の公共施設のあり方の方向性を示す高浜市公共施設あり方計画策定に向け検討実施。同時に職員

による計画検討のプロジェクトチームを立ち上げ、現状分析や将来のあり方に対する意向調査を実施して高浜市公共施設あり方に係る公共施設マネジメント基本方針及び公共施設改善計画（案）の検討。

25年度には、職員で構成する公共施設あり方推進プロジェクトを設置して、検討委員会で取りまとめた公共施設マネジメント基本方針及び公共施設改善計画に基づき、具体的な維持管理や効率的・効果的保全を行うため、建物の実態把握と劣化状況の調査、また、財政シュミレーションによる今後の投資的経費の予測を行い、その財政制約に基づく保全スケジュールなどを取りまとめ、高浜市公共施設保全計画を作成。施設の種類ごとに、大規模改修等による長寿命化または機能の複合化や集約による量の削減等の対策を定める。

また、近隣自治体等の施設の相互利用や共同設置、民営化なども視野に入れながら、公共施設の有効利用を図っていくことも検討中である。

4. おわりに

これまで公共施設の管理は、建物の修繕と維持管理を主の目的として施設管理を行ってきた。今後は公共施設や公共用地を財産と位置づけ、その中で行われている行政サービスの実態を把握することでそれぞれの施設が抱える課題を市民の方に見える化をし、様々な観点から評価分析を行い有効活用していくことが重要。

将来を見据える中で、限られた財源・資産を有効活用するために、地域ごとの人口構成など、地域の特性を踏まえた上で、既存施設の機能更新等に係る将来的な財政負担の平準化を図ることにより、長期的な視野に立った財政計画に基づいた財政運営を行い、持続可能な自立した基礎自治体を目指すことが肝要であるとのことであった。

【主な質疑応答】

Q：あり方計画における施設の複合化や集約は市民からの要望に基づくものか

A：市側からの提案である。全体的には同意を得られるとは思いますが、実際に吸収または廃止となる施設を利用している個々の市民からは反対意見が挙がるのが予想されるので、地道に理解を得ていくしかない。

Q：その市民の理解はどのように得ていくつもりか

A：校区ごとに設置しているまちづくり協議会を中心に、各地域へ訪問し説明会を開く予定。また、モデルケースを設定し、実践により効果を提示していく。

Q：施設の大規模改修による長寿命化は、かえって経費が増加するのではないか

A：将来的には技術も発展していくことから、同等の経費でも十分な長寿命化が図れると考えている。

【視察を終えての感想】

職員や住民の意識改革、長期的な視野で現状にとらわれない将来ビジョンの策定など、改革への土壌づくりをしっかりと取り組むことが重要であるとの印象を強く受けた。



【3日目】 10月25日（金曜日） 岐阜県 多治見市

【市の概要】

人口 115,007 人（H25.10.1現在）

面積 91.24 km²

概要 多治見市は、昭和15年に誕生。古くから陶磁器やタイルなど美濃焼の産地として発展し、その後丘陵部の宅地開発や合併などにより、現在では11万7千人を超える東濃地方の中核都市となっている。

開山700年の虎溪山永保寺，設立80年の神言修道院，美濃陶芸の人間国宝を4人輩出するなど，長い歴史に裏打ちされた人を育てる文化を礎に，企業誘致や岐阜県No.1の教育環境，地域医療の充実など，「人が元気！町が元気！多治見」を目標として，まちづくりを進めている。



「財政健全化及び債務管理について」

【内容】

1. 財政健全化について

多治見市は平成18年に笠原町と合併し名古屋市のベッドタウンとして現在に至っており，税収の基本は個人住民税で景気の動向に大きく左右される。

平成8年には財政緊急事態宣言をし平成13年にはこれを解除したものの，財政状況の回復を目指し，箱モノの建設はやめ，活動実態のない補助金を全廃したにも関わらず，平成18年の経常収支比率は81.9%と悪く，事業の先送りにも限界が来ていた。

地方分権の進展により，自治体財政の護送船団ともいえる体制が終焉し起債の自由化，地方交付税の減少など自治体財政をめぐる厳しい状態の中，財政危機に関し財政に関するルール，いわゆる財政条例の必要性を市民，議会，首長，職員の立場で認識するに至り，多治見市健全な財政に関する条例を平成19年12月17日に制定した。

この条例では財政の健全性を示す基準値を示すが，その数値は絶対のものではなく場合によっては将来に向けて現在の財政は基準値を下回ることもあり得る。ねらいは市民との情報共有及び選択肢の提案であり，現状と将来の目標，事業実施に伴う影響などを示して市民参加のもと，実施の是非や方法を決定していく。

2. 債務管理

財政の健全化はとりもなおさず入るを量りて出づるを制すに尽きるわけで，歳入の未履行，つまり債権回収をいかに100%に近づけるかが重要である。

市の保有する債権は市税，国保税のほか保育料など10科目にも及び，賦課徴収は各担当課で行っているため，その債権情報を集約し管理のアドバイス等を行う諸納付金収納担当という部署を設立。その後，国税徴収官のOBを雇用して機能を強

化し、平成21年には多治見市債権管理条例を制定した。

現在は債権管理条例に基づく債権管理マニュアル、債権管理計画を策定して適正管理に努めており、回収実績を毎年6月に公表している。なお、昨年度は2億円の債権を回収、累計で13億円の実績をあげている。

ただしやみくもに厳しくするだけではなく、市民の負債を減らす手伝いをするという考えのもと、生活困窮者等相手の状況を十分に考慮したうえで取り組んでいる。

【主な質疑応答】

〈財政健全化について〉

Q：各種団体や自治会に対し補助金をカットとあるが、補助金をカットされて困っているのではないか。

A：団体が存続するための補助金はカットしているが、ゴミの管理や広報の配布等団体が行う事業運営に対する補助金は出している。

Q：財政に関する条例の中で、市長に毎年度財務諸表を作る義務をうたっているが、貸借対照表の資産の算定が難しいと思うがどのようにしているのか。

A：本市では総務省方式を採用しており、取得価格が簿価になっている。

Q：財務書類4表ができる時期は。

A：決算ができる時期、9月中には完成している。

Q：財政判断指数の中の経常収支比率の基準値が国の基準値と異なっているのはなぜか。

A：多治見市独自の算出基準に基づくためである。

Q：市民参加をうたっているがどのような形で参加してもらっているのか。

A：有識者3名と市民公募2名の全5名からなる財政問題市民懇話会を設けている。また全小学校区を対象に説明会を行っている。

〈債権管理について〉

Q：保育料・学校給食の滞納状況はどうか。

A：保育料について、各施設で徴収していた時期はほぼ0円であったが、口座振替となってからは滞納額が増加している。現在は、園長からの声かけや電話催告の回数を増やすなどして対応している。また学校給食については保護者と学校間での契約方式を採用しており、差し押さえなどができない私債権であるため裁判所を通じて支払督促を行っている。

Q：複数課にまたがる滞納に対する対処はどのようにしているのか。

A：諸納付金収納担当課が調整・仲介を行い、各担当課が連携して徴収することとなっている。また、情報共有のため、月に2回程度担当者会を実施している。

Q：情報の共有について、本人に不利益である滞納情報は個人情報保護の対象ではないのか

A：共有するのは強制調査権を持っている職員のみであるため問題はない。

【視察を終えての感想】

健全な財政に関する条例では、市長に対しての規制があまりにも多くがんじがらめの感は否めない。しかし古川多治見市長が公務の合間を縫って参加いただき、「私にはこれぐらい規制があるほうがちょうどいいんです」と気さくに本音の部分をお話いただき、有意義で素晴らしい視察となった。

